

# 受援県と応援県の組合せ作業の考え方

---

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

# 受援県と応援県の組合せ作業の考え方

## 基本的な考え方

- 第1回WGにて示した「作業方針」（参考資料1 南海トラフ地震アクションプランにおける地方公共団体間の応援県等・受援県組合せ作業方針参照）を概ね踏襲。
- 被害想定を踏まえ、緊急消防援助隊アクションプランと同様に4ケース（中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれが大きく被災するケース。参考資料2「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」における4ケースごとの被害想定参照。）ごとに受援県と応援県の組合せを作成する。
- 4つのどのケースにおいても必ず重点受援県に対して応援に入る県を1団体ずつ決定する（基本となる組合せ）。

## 具体的な組合せ作業（案）

### 1. 基本となる組合せの決定（今回提案）

- ① まず、緊急消防援助隊アクションプランにおける「即時応援都道府県（18道県）」（参考資料3 重点受援県等の定義参照。以下「即時応援県」という。）から選定することが前提。
- ② 次に、協定等に基づく既存のカウンターパート（参考資料4 第4回WG資料4「南海トラフにおけるカウンターパート等の現状参照）を踏まえて即時応援県から選定。
- ③ 上記②で即時応援県が決まっていない重点受援県については、上記①のうち未割当て団体の中から距離等を踏まえて選定。

### 2. 4ケースごとの重点受援県と即時応援県・指定都市の組合せの決定（次回以降提案）

- ① 基本となる組合せに決定した10県を除く即時応援都道府県8道県及び指定都市4市の計12団体から選定することが前提。
- ② 被害想定に基づき、全重点受援県の被害規模（全壊棟数及び避難者数）の合計に対する各重点受援県の被害規模の比率を算定。
- ③ 定員管理調査から、基本となる組合せに割り当てられている各即時応援県の一般行政職員数の比率を算定。
- ④ 被害規模（比率）が大きい重点受援県に対しては、職員規模が大きい即時応援県・指定都市又は複数の即時応援県・指定都市を追加で割り当てることなどにより、上記②と③の比率が近くなるよう調整。追加で割り当てられる各即時応援県・指定都市については、各重点受援県までの移動時間も考慮。

### 3. 最終調整

ワーキンググループで合意が得られ次第、全地方公共団体に確認を依頼。確認結果を踏まえ最終調整。

# 南海トラフ地震アクションプランにおける 地方公共団体間の応援県等・受援県組合せ作業方針

## 第1 目的

本作業方針は、総務省、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）及び指定都市市長会が連携して構築した「応急対策職員派遣制度」での派遣調整を基礎に、関係者会議での基本方針に基づき、具体的な組合せ作業を進める上での前提条件、考慮要素及び検討事項等を以下のとおり定めるものである。

## 第2 前提条件

### 1 策定パターン

南海トラフ地震の被害想定が中部、近畿、四国、九州のそれぞれが大きく被災するケースごとに定められていることを踏まえ、4パターンの組合せを作成する。その際、発災時の情報連絡・平時からの関係性構築の重要性を鑑みて、可能な限り各パターン共通の組合せを設けるものとする。

### 2 組合せの検討単位

応援県等については都道府県（管内市区町村を含む）及び指定都市をそれぞれ一単位とし、受援県については都道府県（指定都市を含む）を一単位とする。

### 3 検討対象

事前組合せの対象は、即時応援県・指定都市（以下「即時応援県等」という。）と重点受援県間を対象とする。被害確認後対応県・指定都市については、被災状況によって応援側又は受援側のどちらにもなり得ることから、実災害の状況を踏まえ調整を行う対象とする。

## 第3 主な考慮要素

### 1 既存の相互応援協定等

即時応援県等と重点受援県との間に、既存の相互応援協定等に基づく関係、特に具体的なカウンターパートの定めに基づく関係がある場合には、その関係性を尊重する。

### 2 移動距離・時間

移動距離・時間については、即時応援県等の庁舎と重点受援県の庁舎間の陸路における距離・平時の移動時間を基準として考慮する。

### 3 被害規模

重点受援県の被害規模については、主な支援対象業務に関わりのある想定避難者数、想定建物倒壊数を基礎として考慮する。

## 4 職員規模

即時応援県等の職員規模については、一般行政職員数<sup>※</sup>（都道府県においては管内市区町村の職員数を含む数値）を基礎として考慮する。

※避難所運営や罹災証明書の交付業務等に従事するのは一般行政職員が中心となるため指標に設定。

## 第4 検討

### 1 検討方針

即時応援県等と重点受援県間の組合せは、「既存の相互応援協定等」、特に具体的なカウンターパートの存在を前提に、その他の考慮要素を踏まえて、即時応援県等・重点受援県の組合せを検討する。

また、

- 既存の相互応援協定等に基づく具体的なカウンターパートが存在しない場合
- 既存の相互応援協定等に基づく具体的なカウンターパートによると応援に著しい偏りが生じる場合

には、「移動距離・時間」、「被害規模」、「職員規模」（以下、「移動距離等」という。）の考慮要素を重視した調整の検討を行う。

なお、移動距離等に基づき調整するにあたっては、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の内容を踏まえた緊急消防援助隊などの他の応援派遣に関する具体的な応援計画等を参考にする。

### 2 調整方針

#### ア 移動距離・時間

移動距離・時間については、重点受援県のいずれにも発災後一定時間内に応援団体の到着を実現するという観点から調整を行うものとする。

#### イ 被害規模及び職員規模

重点受援県の被害規模に応じて即時応援県等を配分するものとする。その際、職員規模を踏まえて特定の団体に応援が偏ることのないよう留意するものとする。

## 第5 備考

南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会において、被害想定手法を見直し、南海トラフ地震に係る被害想定の見直しが行われるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しが行われることに鑑みて、第3の考慮要素については、新たに策定される被害想定等に基づくものとする。

以上

# 「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」 における4ケースごとの被害想定

【表 1 被害想定ケース別死者数、津波高（各地方別陸側ケース：最大）

	東海地方が大きく被災するケース		近畿地方が大きく被災するケース		四国地方が大きく被災するケース		九州地方が大きく被災するケース	
	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）
茨城県	-	5	-	4	-	4	-	5
栃木県	-	0	-	0	-	0	-	0
群馬県	-	0	-	0	-	0	-	0
埼玉県	-	0	-	0	-	0	-	0
千葉県	約 600	10	約 70	8	約 10	6	約 50	5
東京都	約 1,100 <sup>3</sup> （31島嶼）		約 30 <sup>2</sup> （12島嶼）		約 50 <sup>2</sup> （16島嶼）		約 60 <sup>2</sup> （20島嶼）	
神奈川県	約 1,200	9	約 90	5	約 20	4	約 20	4
新潟県	-	0	-	0	-	0	-	0
富山県	-	0	-	0	-	0	-	0
石川県	-	0	-	0	-	0	-	0
福井県	-	0	-	0	-	0	-	0
山梨県	約 300	0	約 300	0	約 300	0	約 300	0
長野県	約 40	0	約 40	0	約 40	0	約 40	0
岐阜県	約 200	0	約 200	0	約 200	0	約 200	0
静岡県	約 88,000	31	約 11,000	12	約 11,000	11	約 10,000	10
愛知県	約 14,000	22	約 13,000	9	約 12,000	8	約 12,000	8
三重県	約 31,000	27	約 19,000	15	約 15,000	14	約 14,000	13
滋賀県	約 300	0	約 300	0	約 300	0	約 300	0
京都府	約 500	0	約 500	0	約 500	0	約 500	0
大阪府	約 2,700	4	約 3,300	5	約 3,000	5	約 2,900	5
兵庫県	約 1,600	6	約 2,800	9	約 2,200	7	約 1,800	7
奈良県	約 1,300	0	約 1,300	0	約 1,300	0	約 1,300	0
和歌山県	約 26,000	12	約 53,000	19	約 24,000	13	約 18,000	18
鳥取県	-	0	-	0	-	0	-	0
島根県	-	0	-	0	-	0	-	0
岡山県	約 900	3	約 900	4	約 900	4	約 900	4
広島県	約 1,000	4	約 1,000	4	約 1,100	4	約 1,100	4
山口県	約 300	5	約 200	5	約 300	5	約 300	5
徳島県	約 8,800	11	約 18,000	24	約 15,000	15	約 10,000	12
香川県	約 2,000	4	約 2,400	4	約 2,800	5	約 2,700	5
愛媛県	約 8,400	9	約 8,300	9	約 8,200	11	約 9,200	20
高知県	約 18,000	17	約 24,000	22	約 30,000	34	約 25,000	34
福岡県	約 70	4	約 50	4	約 70	4	約 40	4
佐賀県	-	0	-	0	-	0	-	0
長崎県	約 30	3	約 50	3	約 80	4	約 100	4
熊本県	-	3	-	3	約 40	4	約 50	4
大分県	約 4,100	11	約 3,800	10	約 5,700	11	約 6,700	14
宮崎県	約 18,000	15	約 16,000	14	約 11,000	17	約 25,000	15
鹿児島県	約 200	8	約 100	8	約 300	10	約 700	11
沖縄県	-	4	-	4	-	4	約 20	4
合計	約 231,000		約 179,000		約 145,000		約 144,000	

-：わずか

※ 当該被害想定死者数は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ 津波高は満潮位、地殻変動を考慮

出典：南海トラフ地震における緊急消防援助隊  
アクションプラン（令和2年7月17日変更）

## ● 重点受援県(10県)

具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

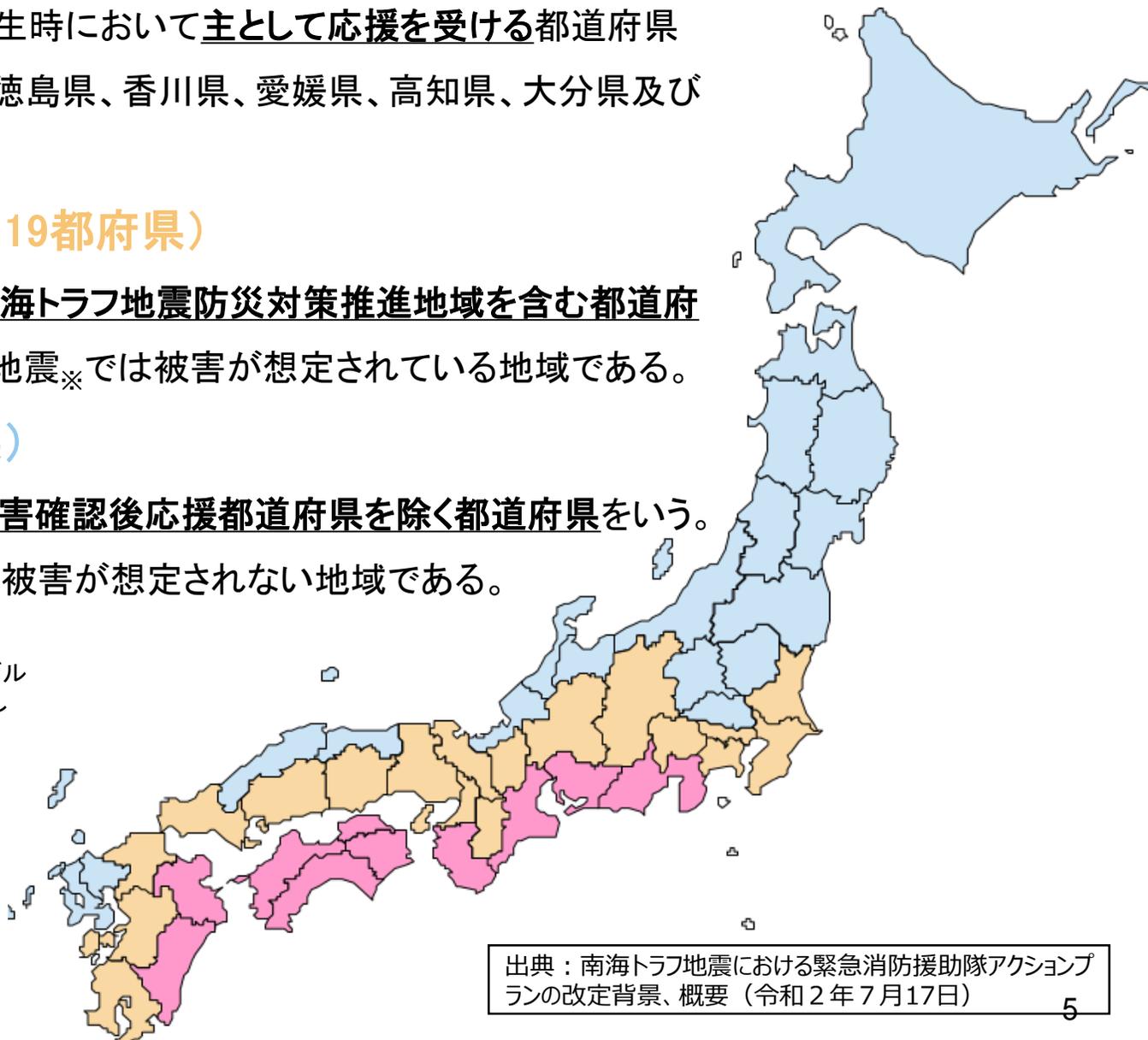
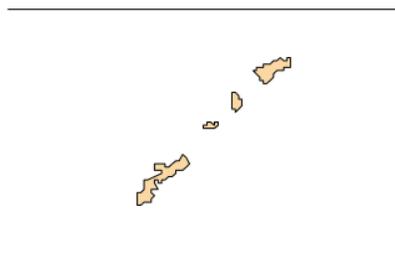
## ● 被害確認後応援都道府県(19都府県)

重点受援県を除く都道府県のうち、南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県をいう。具体計画上、南海トラフ巨大地震※では被害が想定されている地域である。

## ● 即時応援都道府県(18道県)

重点受援県を除く都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。具体計画上、南海トラフ巨大地震※では被害が想定されない地域である。

※ 南海トラフ巨大地震とは、南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府主催）で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。



# 南海トラフ地震におけるカウンターパート等の現状

---

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

# 構成員からの既存のカウンターパート等に係る報告内容①

- 応援県・指定都市と重点受援県の組合せについては、既存の相互応援協定を尊重しつつ、被害想定や移動距離等を踏まえ、円滑で偏りのない組合せとなるよう、即時応援県・指定都市と重点受援県間の組合せを調整するとの基本方針を踏まえ、関係者会議（第5回）において災害時相互応援協定等に基づく具体的なカウンターパート等の報告を依頼。
- 南海トラフ地震における重点受援県とそれ以外の団体間でのマンパワー支援やリエゾン派遣に関するカウンターパート等の報告状況（南海トラフ地震関係かどうかは問わない）は以下のとおり。

## ○ 北海道・東北ブロックからの報告

### 【ブロック間応援の要請があった場合の体制】

北海道・東北ブロックのガイドラインとして、関東ブロックからのブロック間の応援要請があった場合の現地調査員の派遣に関し、下表に基づき情報収集を行う道県の割当を決定する。ただし、応援の割当ては別途調整。

（現地調査員の派遣）

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

（大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン）

## ○ 関東ブロックからの報告

関東地方知事会では、震災時等の相互応援に関する協定を締結しているが、当該協定の中では具体的なカウンターパートは決まっていない。

## ○ 中部ブロックからの報告

### 【主たる応援県市】

**太平洋側の複数県が被災した場合**、下表のとおり主たる応援県を決定。主たる応援県市が行う応援の内容は人員の派遣だけでなく、物資等の提供や被災者等の一時収容のための施設の提供等も含む。

被災県市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県
	2 長野県
愛知県	1 石川県
	2 岐阜県
三重県	1 福井県
	2 滋賀県

（災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）（中部9県1市））

# 構成員からの既存のカウンターパート等に係る報告内容②

## ○ 近畿ブロックからの報告

### 【緊急派遣チームの派遣】

**南海トラフ地震発生時**カウンターパートが正式に決定されるまでの間、下表の派遣予定府県が被災府県に緊急派遣チーム（暫定）を派遣し情報収集を実施。

被災府県	派遣予定府県※
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

※ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく対応（連携県含む）。

（南海トラフ地震応急対応マニュアル（令和2年11月改訂 関西広域連合））

## ○ 中国・四国ブロックからの報告

### 【広域支援体制】

中国・四国ブロックではそれぞれのブロックでカウンターパートを定めるとともに、ブロック間の支援についても下表のとおり支援担当県の構成を定めている。

支援担当県は応急復旧等に必要な職員の派遣のほか、資機材の提供等の支援を実施。

#### （1）カウンターパート制（協定第1条並びに要領第2条及び別表1）

##### ア カウンターパート制による支援担当県の構成

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

（中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル）

## ○ 九州ブロックからの報告

### 【災害時リエゾン】

九州・山口9県災害時応援協定に基づく**南海トラフ地震が発生した場合のリエゾン派遣の候補**として、下表のとおり例示。

※宮崎県、大分県、鹿児島県が著しく被災した場合

被災県	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位	第7順位
宮崎県	鹿児島県	熊本県	大分県	福岡県	佐賀県	長崎県	山口県
大分県	福岡県	佐賀県	熊本県	山口県	宮崎県	長崎県	鹿児島県
鹿児島県	宮崎県	熊本県	福岡県	佐賀県	大分県	長崎県	山口県

（災害時リエゾン派遣マニュアル（令和2年3月）九州山口9県被災地支援対策本部）

# 構成員からのカウンターパート等に係る報告内容③

## ○ 指定都市市長会からの報告

### 【応援派遣に関するカウンターパート等締結状況】

指定都市から指定都市市長会に情報提供された南海トラフ地震に備えた応援派遣に関するカウンターパート等締結状況のうち、各地域ブロックから報告されたもの以外のカウンターパートは以下のとおり。

組合せ	構 成 市		
グループ 1	鳥取市	徳島市	
グループ 2	岡山市	高松市	
グループ 3	広島市	松山市	
グループ 4	松江市	山口市	高知市

(中国・四国地区都市防災連絡協議会カウンターパート制運用基準)

その他、カウンターパートの定めはないものの、南海トラフ地震発生時にも対応する重点受援県内の市を含むものとして以下の協定等が報告。

- 21大都市災害時相互応援に関する協定
- 九州市長会における災害時相互支援プラン
- 個別の災害時相互応援協定（重点受援県内市を対象としたもの）

## (参考) 構成員からの報告に基づく整理

### ○ 報告に基づく整理表

重点受援県	即時応援県	被害確認後対応県
静岡県	①新潟県／①福島県／②富山県	②長野県
愛知県	②石川県	②岐阜県
三重県	②③福井県	②滋賀県
和歌山県		③滋賀県
徳島県	③④鳥取県	
香川県		④岡山県
愛媛県		④広島県
高知県	④島根県	④山口県
大分県		⑤福岡県
宮崎県	⑤長崎県	⑤熊本県

重点受援県内の市	即時応援県内の市	被害確認後対応県内の市
(徳島県) 徳島市	⑥ (鳥取県) 鳥取市	
(香川県) 高松市		⑥ (岡山県) 岡山市
(愛媛県) 松山市		⑥ (広島県) 広島市、⑥ (山口県) 山口市
(高知県) 高知市		⑥ (山口県) 山口市

※①は北海道・東北ブロックからの報告、②は中部ブロックからの報告、③は近畿ブロックからの報告、④は中国・四国ブロックからの報告、⑤は九州ブロックからの報告、⑥は指定都市市長会からの報告。

※下線は複数支援する団体。



# (参考) 重点受援県と即時応援県・指定都市の移動距離・時間

都道府県庁間の移動距離

(単位：k m)

都道府県庁間の移動時間（時速30k mで換算）

(単位：時間)

	重点受援県									
	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	大分県	宮崎県
北海道	934	955	1,016	1,118	1,160	1,157	1,267	1,256	1,383	1,515
青森県	681	711	772	882	928	931	1,048	1,029	1,168	1,294
岩手県	579	627	689	808	858	868	991	963	1,115	1,232
宮城県	428	493	554	681	735	752	880	843	1,006	1,112
秋田県	548	578	639	751	798	804	924	901	1,046	1,167
山形県	403	459	521	645	698	714	840	806	966	1,075
福島県	360	428	489	617	672	691	820	781	946	1,050
栃木県	223	310	367	501	558	585	715	668	841	934
群馬県	169	237	296	428	484	510	640	595	766	862
埼玉県	151	260	312	447	505	538	668	616	793	877
新潟県	330	357	418	536	586	598	722	692	848	961
富山県	218	170	227	331	378	388	514	483	639	752
石川県	240	159	207	294	338	343	466	439	590	707
福井県	230	116	150	226	269	276	401	371	526	639
鳥取県	382	245	224	165	162	130	229	225	349	476
島根県	489	352	326	238	208	155	183	217	281	423
佐賀県	770	645	597	464	405	367	238	303	122	182
長崎県	825	704	653	519	460	426	296	353	172	173

	重点受援県									
	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	大分県	宮崎県
北海道	31	32	34	37	39	39	42	42	46	50
青森県	23	24	26	29	31	31	35	34	39	43
岩手県	19	21	23	27	29	29	33	32	37	41
宮城県	14	16	18	23	24	25	29	28	34	37
秋田県	18	19	21	25	27	27	31	30	35	39
山形県	13	15	17	22	23	24	28	27	32	36
福島県	12	14	16	21	22	23	27	26	32	35
栃木県	7	10	12	17	19	19	24	22	28	31
群馬県	6	8	10	14	16	17	21	20	26	29
埼玉県	5	9	10	15	17	18	22	21	26	29
新潟県	11	12	14	18	20	20	24	23	28	32
富山県	7	6	8	11	13	13	17	16	21	25
石川県	8	5	7	10	11	11	16	15	20	24
福井県	8	4	5	8	9	9	13	12	18	21
鳥取県	13	8	7	6	5	4	8	8	12	16
島根県	16	12	11	8	7	5	6	7	9	14
佐賀県	26	22	20	15	14	12	8	10	4	6
長崎県	28	23	22	17	15	14	10	12	6	6

※上表の距離は国土地理院の「都道府県庁間の距離」による。

※指定都市は道県庁と同じ距離・時間とみなす。

## 基本となる組合せ

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)
静岡県	富山県
愛知県	福島県
三重県	福井県
和歌山県	埼玉県
徳島県	鳥取県
香川県	栃木県
愛媛県	群馬県
高知県	島根県
大分県	佐賀県
宮崎県	長崎県

## 4 ケースごとの被害規模及び即時応援県・指定都市の職員規模を考慮した割当て

○ 被害想定から、各重点受援県の被害規模の比率を算定

○ 被害想定から、各重点受援県の被害規模の比率を算定

例：中部地方が大きく被災するケース

重点受援県	被害規模 (中部地方が大きく被災するケース)				
	避難者数	割合	全壊棟数	割合	平均割合
静岡県	○人	○%	○棟	○%	○%
愛知県	○人	○%	○棟	○%	○%
三重県	○人	○%	○棟	○%	○%
和歌山県	○人	○%	○棟	○%	○%
徳島県	○人	○%	○棟	○%	○%
香川県	○人	○%	○棟	○%	○%
愛媛県	○人	○%	○棟	○%	○%
高知県	○人	○%	○棟	○%	○%
大分県	○人	○%	○棟	○%	○%
宮崎県	○人	○%	○棟	○%	○%
計	○人	100%	○棟	100%	100%

即時応援県・指定都市	職員規模 (道県は管内市町村を含む)	
	一般行政職員数	割合
富山県、A県、B市	○人	○%
福島県、C県、D市	○人	○%
福井県、E県	○人	○%
埼玉県、F県	○人	○%
鳥取県、G市	○人	○%
栃木県、H県	○人	○%
群馬県、I県	○人	○%
島根県、J県	○人	○%
佐賀県、K市	○人	○%
長崎県、L県	○人	○%
計	○人	100%

被害規模（比率）が大きい重点受援県に対しては、職員規模が大きい即時応援県・指定都市又は複数の即時応援県・指定都市を追加で割り当てることなどにより、上記②と③の比率が近くなるよう調整。